

# 家庭用品検査結果（令和5年度）

家庭用品とは、衣料品や洗浄剤など私たちが日常生活で使用している生活用品のことをいいます。家庭用品は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき検査を行っています。

医療局生活衛生課が市内販売店で、購入等した65検体について、348項目の検査を実施しました。検査の結果、住宅用洗浄剤1検体について、容器試験の落下試験で不適(破損または漏れがあること)があり、その同一ロットを収去し、落下試験を実施したところ同様に不適であったので、違反品となりました(表1)。

全国では、容器試験の検査項目について、2017年度から6年ぶりに違反品が発見されました。参考に、家庭用品検査項目及び規制基準を示しました(表2)。

表1 令和5年度 家庭用品検査検体内訳及び検査結果

検 体 数	違 反 件 数	検 査 項 目 数	検査項目内訳													
			ホルムアルデヒド <sup>*1</sup>	ホルムアルデヒド <sup>*2</sup>	有機水銀化合物	トリフエニル錫化合物	トリプチル錫化合物	又は水酸化カリウム	水酸化ナトリウム	塩化水素又は硫酸	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	デイルドリン	D T T B <sup>*3</sup>	アゾ化合物 <sup>*4</sup>
合 計	65	1 348	47	6	2	2	2	1	2	2	2	2	3	3	264	10
繊維製品、衣料品等																
おしめカバー	1	1	1													
よだれ掛け	4	4	4													
中衣	8	8	8													
外衣	7	7	7													
下着	15	15	11	4												
ぐつ下	6	6	6													
手袋	2	6	2										2	2		
帽子	2	4	2										1	1		
寝衣	5	5	5													
寝具	1	1	1													
えり飾り	2	96													96	
タオル	1	72														72
床敷物	1	24														24
革手袋	1	72														72
家庭用化学製品																
家庭用洗浄剤	1	5						1								4
住宅用洗浄剤	2 <sup>*6</sup>	1	8							2						6
家庭用エアゾル製品	2	6									2	2	2			
家庭用塗料	1	3			1	1	1									
家庭用接着剤	1	3			1	1	1									
つけまつげ用接着剤	2	2		2												

\*1 乳幼児(生後24か月以下)用

\*2 乳幼児用以外

\*<sup>3</sup> DTTB は 4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾールの略称

\*<sup>4</sup> アゾ化合物から生成する発がん性を有する又は疑いのある 24 種の特定芳香族アミンを測定

\*<sup>5</sup> 漏水試験、落下試験、耐酸性・耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

\*<sup>6</sup> 試買した 1 検体及び収去した同一ロットの 1 検体

表2 家庭用品検査項目及び規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後 24 か月以下)用繊維製品	吸光度差が 0.05 以下又は 16 µg/g 以下
		乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	75 µg/g 以下
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、ぐつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、ぐつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として 1 µg/g 以下
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、ぐつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として 1 µg/g 以下
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	アルカリの量として 5% 以下
塩化水素 硫酸	洗浄剤	住宅用洗浄剤	酸の量として 10% 以下
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5% 以下
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1% 以下
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1% 以下
ディレドリン	防虫加工剤	繊維製品	30 µg/g 以下
DTTB	防虫加工剤	繊維製品	30 µg/g 以下
アゾ化合物	染料	繊維製品、革製品	特定芳香族アミンとして 30 µg/g 以下
容器試験		家庭用・住宅用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)に適合する容器強度を有すること

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】